

令和6年6月12日

文教警察委員会資料

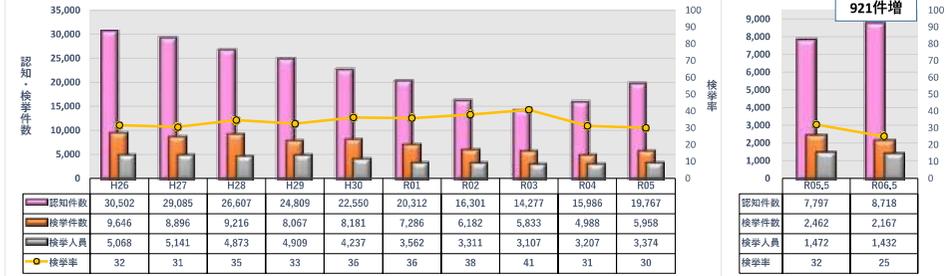
茨城県警察本部

茨城県の治安概況

※資料中で使用している数値には速報値も含まれます。

1 刑法犯関係の認知・検挙状況等

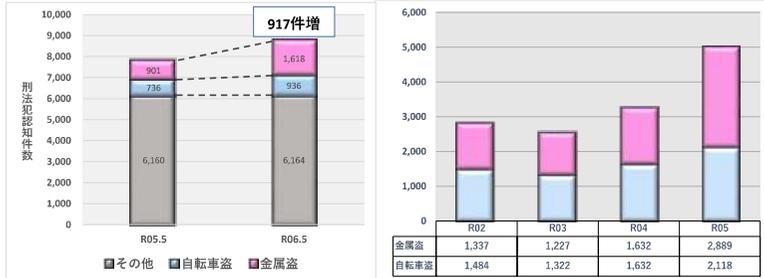
(1) 刑法犯の認知・検挙状況



(2) DV事案の認知・検挙・保護命令状況



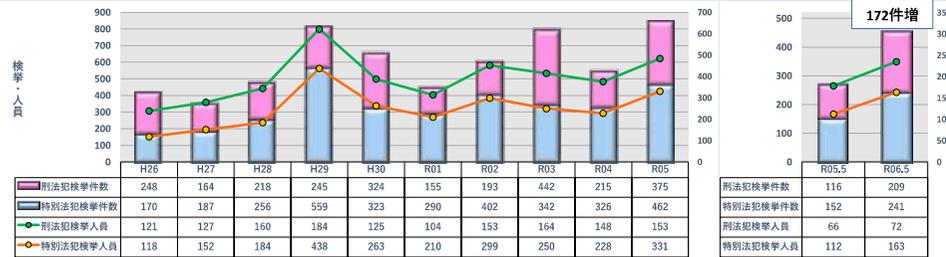
(2) 金属盗・自転車盗の認知状況



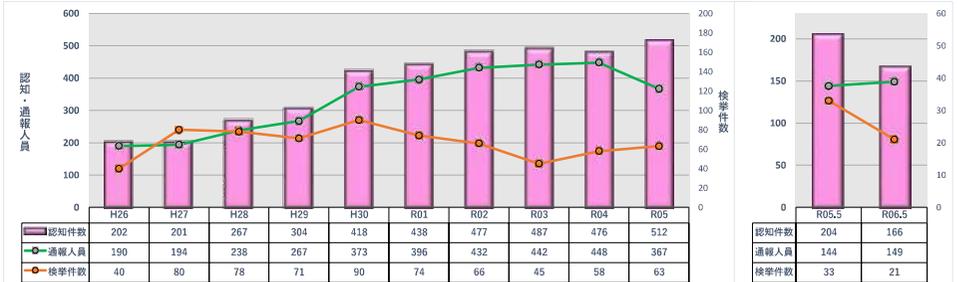
(3) 児童虐待事案の通告・検挙状況



(3) 来日外国人の検挙状況

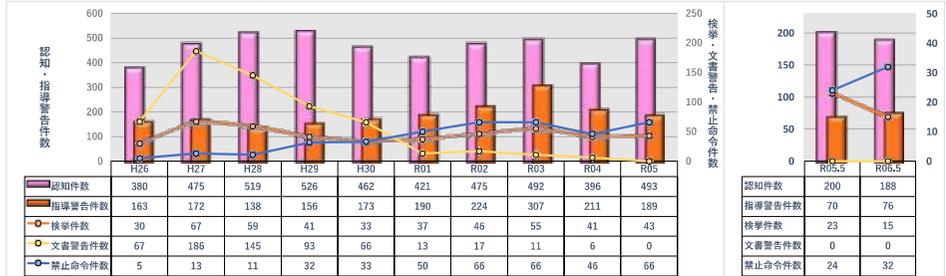


(4) 高齢者虐待事案の認知・検挙・通報状況

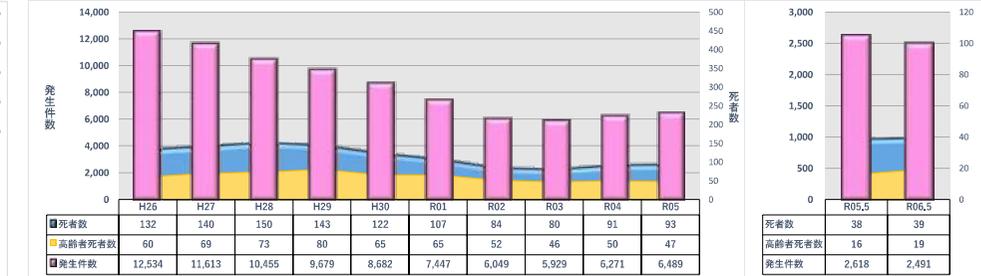


2 人身安全関連事案の認知・検挙等の状況

(1) ストーカー事案の認知・検挙・警告状況



(2) 交通事故の発生状況



茨城県警察の重点施策・推進状況

巡回連絡を活用した高齢者総合安全対策の推進

①二セ電話詐欺防止対策
留守番電話機能の設定

②住宅侵入窃盗防止対策
常時施錠の習慣付け、フィルム貼付

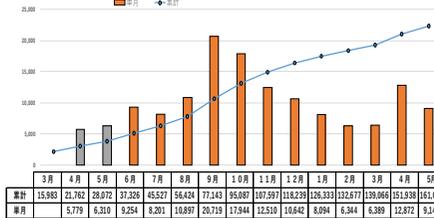
③歩行者事故防止対策
夜光反射材の着用

④災害被害防止対策
近隣住民と連携した早期避難

→ 本年5月末現在 高齢者世帯53万世帯中 約49万世帯(約93%)の巡回連絡を実施

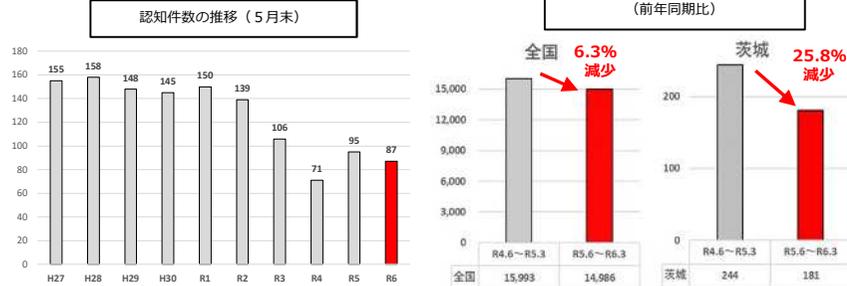
1 茨城県警察防犯アプリ「いばらきポリス」の利用促進

- (1) 利用促進に向けた取組
- 巡回連絡時における即時利用の働き掛け
 - 企業・団体等と協働/県、市町村を介した県民への周知
 - 学校を介した学生・生徒、保護者への働き掛け
 - 防犯キャンペーン等における即時利用の働き掛け
- (2) ダウンロード数
- 昨年5月末 約28,000件
 - 本年5月末 約161,000件(約5.8倍)

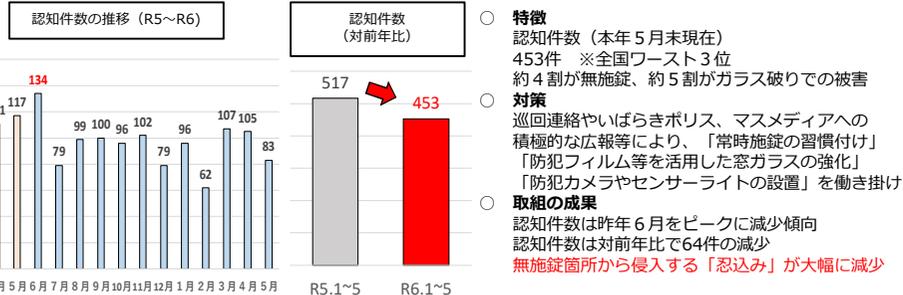


2 ニセ電話詐欺被害防止対策

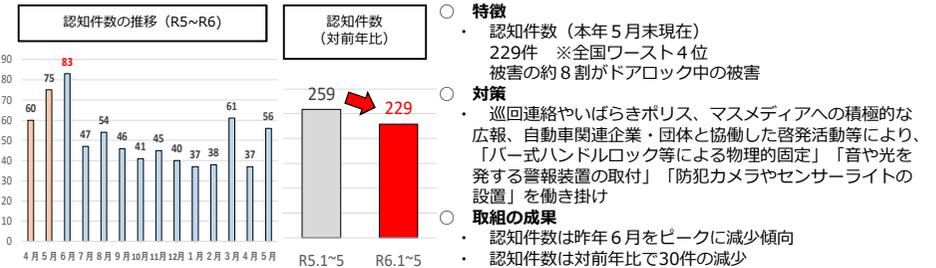
- (1) 被害特徴
- 認知件数・被害額ともに減少(認知件数:87件(-8件)、被害額約2億800万円(-約5,400万円))
- (2) 対策
- 巡回連絡を通じた高齢者世帯の固定電話の留守番電話設定と架料金請求詐欺手口の周知
 - 令和6年5月末で県内の高齢者世帯約29万3,000件で実施
- (3) 取組の成果
- 認知件数が全国と比べて当県が大きく減少(前年同期比)
 - 全国:15,993件→14,986件(6.3%減)
 - 茨城:244件→181件(25.8%減)



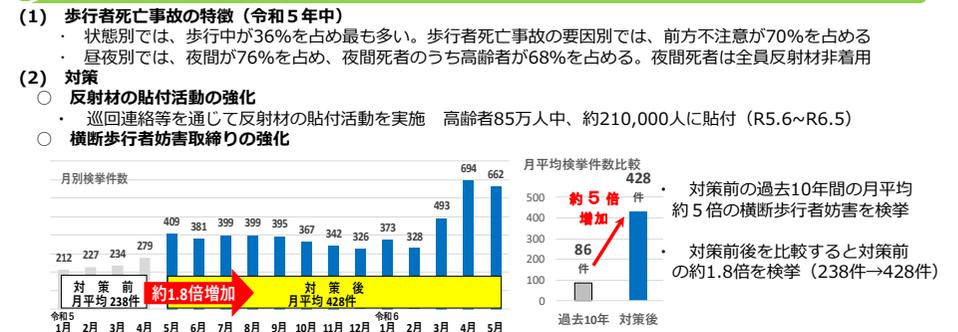
3 住宅侵入窃盗防止対策



4 自動車盗防止対策



5 歩行者事故防止対策



(3) 取組の成果(信号機のない横断歩道における交通事故発生状況(対策前後の比較))

全国/死亡・重傷	対策前					対策後				
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
76.3件	6	10	6	7	6	4	2	2	3	9
±0%増減なし	7.3					4.8 (対策前比-34.2%)				
対策前	3	4	4	2	1	1	0	1	1	4
対策後	3.3					1.1 (対策前比-66.7%)				
76.3件	427	379	391	320	305	269	278	214	327	406
±0%増減なし	379					377 (対策前比-0.8%)				
対策前	78	88	78	61	59	51	45	45	57	84
対策後	76.3					76.3 (対策前比±0%)				

・ 本県の対策前後における月平均の死亡・重傷事故発生件数を比較すると、3.3件から1.1件と66.7%減少

6 県民の適正な避難等・防災意識向上対策

- (1) 災害時の避難をめぐる特徴
- 「これまで被害にあっていない」「近隣住民も避難していない」等の意識
- (2) 近隣住民同士が連携した早期避難
- 防災意識向上を目的とした防災講話の実施
 - 1,100回・64,670人に働き掛けた結果、参加者の防災意識が向上
- (3) 自主防災組織・防災リーダーとの連携
- 各地域の組織やリーダーに「避難訓練」を働き掛け
 - 305回・2,209団体に働き掛け、386団体が避難訓練を実施
- (4) 災害等緊急事態に備えた指導・支援の強化
- 警察署への指導、支援した結果、職員の災害対処能力が向上



巡回連絡を活用した犯罪へのディフェンス力強化対策の推進

- 対象を全世帯（約123万世帯）に拡大し、3年で一巡を目標に設定
- 自動車盗防止、自転車盗防止、サポート・投資詐欺等防止、金属盗に関する情報提供依頼を追加し、対象者の年齢等に応じた働き掛けを実施

従前の取組

1 実施期間

令和5年6月1日～令和6年5月31日（1年間）

2 実施対象

高齢者のいる世帯 約53万世帯（1年で1巡）

3 働き掛けの内容

ニセ電話詐欺防止



自宅電話の留守電設定

住宅侵入窃盗防止



鍵掛け、窓への防犯フィルム貼付

交通事故防止



靴・バッグ等への反射材貼付

防災意識の高揚



災害の注意喚起、早期避難の意識付け

4 成果と課題

- ニセ電話詐欺、住宅侵入窃盗、交通事故防止等に大きな効果
- 一方で、働き掛けの対象となっていない犯罪が増加



現在の取組

1 実施期間

令和6年6月1日～令和9年5月31日（3年間）

2 実施対象

高齢者のいる世帯 約53万世帯

新規

+

上記以外の世帯 約70万世帯

約123万世帯
（3年で1巡）

3 働き掛けの内容（対象者の年齢等に応じて柔軟に実施）

ニセ電話詐欺防止



新規

自動車盗防止



狙われやすい車種や流行の手法を教示し、対策を推奨

住宅侵入窃盗防止



新規

自転車盗防止



被害の7割が無施錠であることを教示し、鍵掛け、二重ロックを推奨

交通事故防止



新規

サポート・投資詐欺等防止



ネットを利用した詐欺について、最新の手法を教示し、注意を喚起

防災意識の高揚



新規

金属盗に関する情報提供依頼



不審者、不法滞在外国人等に関する情報提供を呼び掛け



令和 6 年 第 2 回 定 例 会

報 告

茨 城 県

目

次

	頁
1 令和5年度茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について	(1)
2 令和5年度茨城県特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について	(25)
3 令和5年度茨城県一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について	(35)
4 令和5年度茨城県企業会計予算の繰越計算書について	(43)

1 令和5年度 茨城県一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和5年度茨城県一般会計予算を繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別記のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

茨城県知事 大井川 和彦

		市町村公共下水道受託事業費	891,009,000
	6 住宅費		4,494,561,000
		住宅管理費	2,503,470,000
		公営住宅建設費	1,991,091,000
14 警察費			1,669,950,000
	1 警察管理費		1,669,950,000
		交番・駐在所等建設整備費	320,173,000
		警察施設改修費	1,349,777,000
15 教育費			8,683,515,000
	1 教育総務費	私学振興費	1,224,693,000
	4 高等学校費		5,313,627,000
		校舎等整備費	1,361,312,000
		県立高等学校改革プラン推進事業費	362,732,000
		校地等整備費	231,879,000
		県立学校施設長寿命化推進事業費	3,357,704,000
	5 特別支援費		1,410,115,000
		(仮称) 神栖特別支援学校整備事業費	227,216,000
		県立特別支援学校性被害防止対策事業費	2,300,000
		校舎等整備費	732,667,000
		校地等整備費	77,051,000
		県立学校施設長寿命化推進事業費	370,881,000
	6 社会教育費		447,567,000

807,212,700	—	諸収入	807,212,700	—
1,457,707,000	—	国庫債計	647,018,000 737,600,000 1,384,618,000	73,089,000
39,878,000	—		—	39,878,000
1,417,829,000	—	国庫債計	647,018,000 737,600,000 1,384,618,000	33,211,000
702,311,000	—	県債	540,900,000	161,411,000
702,311,000	—	県債	540,900,000	161,411,000
98,512,000	—	県債	74,100,000	24,412,000
603,799,000	—	県債	466,800,000	136,999,000
3,829,865,800	財産収入 23,879,300	国庫債計	62,102,000 2,984,900,000 3,047,002,000	758,984,500
1,800,000	—	国庫	1,800,000	—
3,004,106,800	財産収入 23,879,300	県債	2,437,400,000	542,827,500
592,664,800	財産収入 23,879,300	県債	402,800,000	165,985,500
49,268,000	—	県債	33,100,000	16,168,000
138,216,000	—		—	138,216,000
2,223,958,000	—	県債	2,001,500,000	222,458,000
620,491,000	—	国庫債計	1,150,000 433,800,000 434,950,000	185,541,000
227,216,000	—	県債	124,800,000	102,416,000
2,300,000	—	国庫	1,150,000	1,150,000
141,037,000	—	県債	99,000,000	42,037,000
16,599,000	—		—	16,599,000
233,339,000	—	県債	210,000,000	23,339,000
85,149,000	—	県債	68,600,000	16,549,000

「茨城県犯罪被害者等支援条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・教育庁・警察本部

1 条例概要

(1) 目的

- 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定める。
 - ・ 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減。
 - ・ 犯罪被害者等の生活の再建。
 - ・ 犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者が平穏な生活を営むことができる社会の実現。

(2) 基本理念

- 犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され、尊厳にふさわしい処遇が保証されること。
- 犯罪被害者等が置かれた状況その他の事情に応じた適切な支援を実施するとともに、二次的被害を防止すること。
- 犯罪被害者等が、必要とする支援を途切れることなく受けることができるようにすること。

2 推進体制

学識経験者、医師、県議会議員等を委員とする茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、犯罪被害者等支援に関する施策の進行管理・検証等を行っている。

知事部局、教育庁、警察本部が連携し、犯罪被害者に対する支援施策の推進及び充実に努める。

3 主な取組

〈県民生活環境部〉

(1) 犯罪被害者等支援施策に係る総合的な情報提供(生活文化課)

【R6 予算：412 千円(R5 予算：312 千円)】

○茨城県犯罪被害者等支援条例及び各種窓口、支援施策等について、周知を図る。

(前年度実績)

- ・ SNS、ホームページ、県広報誌による広報を実施した。
- ・ 広報ポスター約 1,100 枚を制作し、県内中学校、高等学校、関係機関等へ配布した。
- ・ 延べ 100 万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、47,531 人から有効回答を得た。
- ・ いばらき被害者支援センター相談実績：1,327 件（前年度比+280 件）
- ・ 茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6%
- ・ いばらき被害者支援センターの認知度：17.2%
- ・ 性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3%

(2) 市町村の犯罪被害者等支援担当者に対する研修(生活文化課)

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○市町村担当者を対象に犯罪被害者等支援担当者研修会を開催し、被害者等から相談を受けた際の基礎的な知識、適切な対応方法など、スキル向上を図る。

（前年度実績）

- ・市町村担当者を対象とした研修会：2 回（研修会の動画を作成し、不参加者へも共有）

〈教育庁〉

（1）学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（義務教育課、高校教育課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：2 回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：小中学校 100%、高校 88.3%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：中学校 216 校（100%）、小学校 456 校（93.9%）

〈警察本部〉

（1）茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（警務課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介する。

（前年度実績）10 件

（2）いばらき被害者支援センターへの財政支援（警務課）

【R6 予算：3,250 千円（R5 予算：2,500 千円）】

○いばらき被害者支援センターへの財政支援を実施する。

（3）被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R6 予算：355 千円（R5 予算：355 千円）】

○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施する。

（前年度実績）緊急避難場所確保 2 件、ハウスクリーニング 1 件

4 施策の効果と今後の取組

条例の基本理念に沿って、条例及び各種窓口の広報等を行った結果、いばらき被害者支援センターへの相談件数は増加しているが、財政支援等により適切に運営されている。

また、知事部局、教育庁、警察本部及び弁護士会など他機関との連携や、市町村、学校等における各種研修による相談対応能力の向上等により、被害者のニーズに沿った支援が実施されている。

令和 6 年度は「被害者支援に係る条例・窓口・施策の広報啓発活動の強化」、「学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実」、「ワンストップ支援体制の充実・強化」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」に基づく年次報告について

県民生活環境部・福祉部・教育庁・警察本部

1 条例概要

(1) 目的

- 性暴力の根絶及び性被害の回復の支援に関し、基本となる事項を定める。
 - ・ 県の責務を明らかにする。
 - ・ 法令及び茨城県犯罪被害者支援条例に定めるほか、性暴力の根絶及び性被害の回復支援に関する施策を総合的に推進する。
 - ・ 県民が、安心安全な生活を営むことができる社会の実現に寄与する。

(2) 基本理念

- 性暴力は極めて悪質な行為であるため、何人も性暴力をしてはならず、また、許してはならない。
- 性暴力の根絶に当たり、性暴力の被害者の意思や立場を尊重して推進する。
- 子どもに対する性暴力は重大な人権侵害であるため、その防止や早期発見、迅速な保護に努め、必要な支援を適切に行うことを旨として根絶に取り組む。

2 推進体制

学識経験者、医師、県議会議員等を委員とする茨城県犯罪被害者等支援施策検討委員会において、犯罪被害者等支援に関する施策の進行管理・検証等を行っている。

知事部局、教育庁、警察本部が連携し、犯罪被害者に対する支援施策の推進及び充実を図る。

3 主な取組

＜県民生活環境部＞

(1) 性暴力サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）への財政支援（生活文化課）

【R6 予算：8,141 千円（R5 予算：7,299 千円）】

- 性暴力被害に係る支援窓口の運営主体であるいばらき被害者支援センターが適切かつ円滑な支援ができるよう、運営費や被害者の治療に係る医療費等の補助を実施する。

（前年度実績）電話相談：732 件 面接相談：30 件 病院等への付き添い支援等：45 件

(2) 性暴力被害者サポートネットワーク茨城の広報（生活文化課）

【R6 予算：3,484 千円（R5 予算：2,464 千円）】

- 性暴力被害者サポートネットワーク茨城が行う被害相談、医療面のケア等について、周知を図る。

（前年度実績）

- ・ 広報用カード等（広報用カード 159,500 枚 チラシ 165,000 部 リーフレット 34,500 部）

を作成し、県内中高生や小学生の保護者、関係機関等に配布した。

- ・延べ100万人を対象に広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査を実施し、47,531人から有効回答を得た。
- ・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度：11.6%
- ・いばらき被害者支援センターの認知度：17.2%
- ・性犯罪・性暴力被害相談窓口の認知度：14.3%

<福祉部>

(1) 性暴力を行った者などからの相談支援（福祉政策課）

【R6 予算：0千円（R5 予算：0千円）】

○相談窓口の周知を行うとともに、精神保健福祉センターと協働し、状況に応じて治療施設等の紹介等を実施する。

（前年度実績）11件

(2) 子どもに対する性犯罪をした者の住居の届出（福祉政策課）

【R6 予算：0千円（R5 予算：0千円）】

○子どもに対する性犯罪が県民生活に与える深刻な影響に鑑み、子どもに対する性犯罪をした者から、住居の届出を受理する。

（前年度実績）1件

<教育庁>

(1) 学校内における相談体制の充実、相談対応能力の向上（義務教育課、高校教育課）

【R6 予算：0千円（R5 予算：0千円）】

○問題等を抱える児童生徒に対し、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが適切な相談対応が行えるよう研修会を開催し、対応能力の向上を図る。

（前年度実績）

- ・生徒指導関係加配教員を対象とした研修会：2回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための研修会：2回
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会：小中学校100%、高校88.3%実施
- ・校内オンライン相談窓口設置校数：中学校216校（100%）、小学校456校（93.9%）

(2) 「生命（いのち）の安全教育」等の推進（保健体育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、私学振興室）

【R6 予算：64,842千円（R5 予算：62,776千円）】

○性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、県内公立学校の児童生徒を対象に、発達段階や学校の状況を踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

○私立高等学校等に「生命（いのち）の安全教育」の活用を促すとともに、心の教育や人権教育の推進に係る取組を実施する私立学校などに対し、補助を行う。

（前年度実績）

- ・全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」を実施。
- ・心の教育、人権教育を実施する私立学校に対し、「経常費補助金（特別分）」の増額措置を実施。

＜警察本部＞

(1) 性犯罪被害相談「勇気の電話」による相談（警務課）

【R6 予算：26 千円（R5 予算：26 千円）】

○性犯罪被害に遭われた方やそのご家族を対象に、24 時間体制で相談対応を実施する。

（前年度実績）相談受理件数 226 件

(2) 茨城県弁護士会との連携による早期被害者支援（法律相談）（警務課）

【R6 予算：0 千円（R5 予算：0 千円）】

○茨城県弁護士会との連携により、犯罪被害者等へ早期に弁護士を紹介する。

（前年度実績）10 件（うち、性暴力 10 件）

(3) 被害直後における居住場所の確保（警務課）

【R6 予算：355 千円（R5 予算：355 千円）】

○緊急避難場所の確保やハウスクリーニングに要する経費の公費負担を実施する。

（前年度実績）緊急避難場所確保 2 件（うち、性暴力 1 件）

ハウスクリーニング 1 件（うち、性暴力 1 件）

4 施策の効果と今後の取組

条例の基本理念に沿って、条例及び各種窓口の広報等を行った結果、性暴力サポートネットワーク茨城（いばらき被害者支援センター）への相談件数は増加しているが、財政支援等により適切に運営されている。

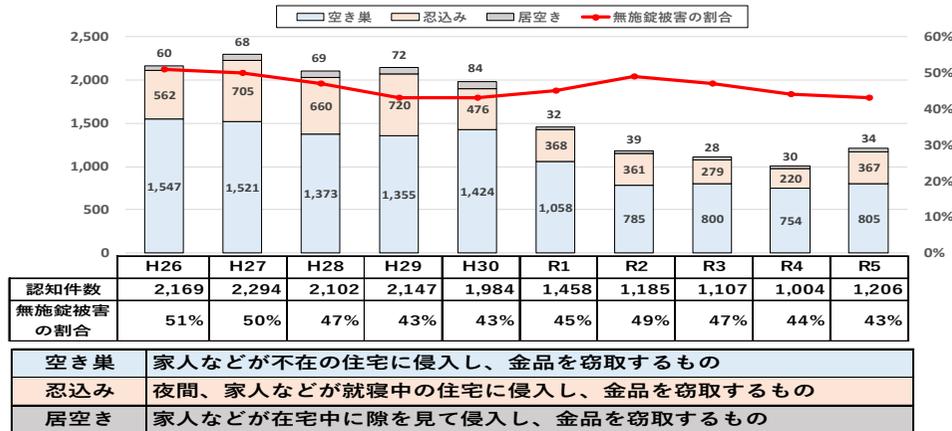
また、知事部局、教育庁、警察本部及び弁護士会など他機関との連携や、市町村、学校等における各種研修による相談対応能力の向上等により、被害者のニーズに沿った支援が実施されている。

さらには、全ての公立小中高等学校において、「生命（いのち）の安全教育」を実施し、加害者・被害者・傍観者にならないための意識向上が図られたほか、性加害者の再犯防止施策として、性加害者等の相談や住居の届出を受け付けた。

令和 6 年度は「被害者支援に係る条例・窓口・施策の広報啓発活動の強化」、「学校における被害の未然防止の取組と支援体制の充実」、「ワンストップ支援体制の充実・強化」を重点施策として取り組むほか、各種施策の検証等を行いながら、更なる支援の充実を図る。

住宅侵入窃盗抑止対策の推進

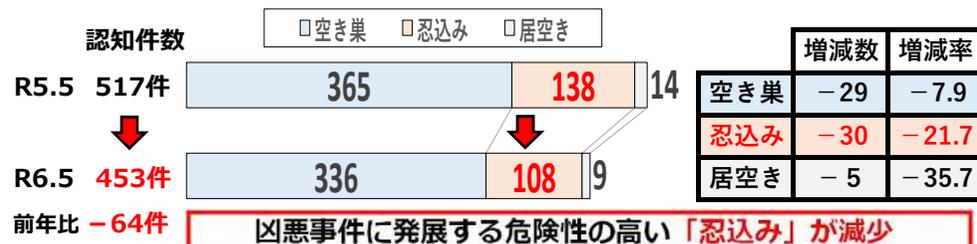
1 推進中の抑止対策



「無施錠」での被害割合が4割から5割を占める

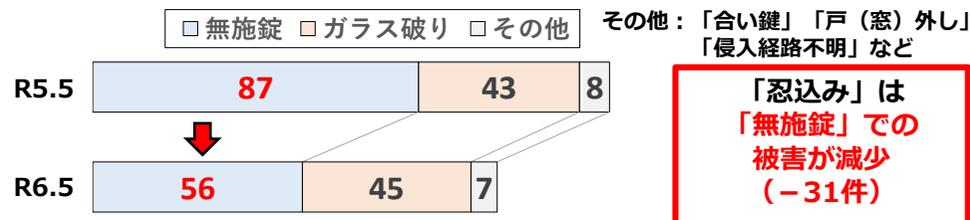
「常時施錠の習慣付け」を働き掛け

2 手口別の認知件数【対前年比・5月末（暫定値）】



凶悪事件に発展する危険性の高い「忍込み」が減少

3 「忍込み」の侵入手段【対前年比・5月末（暫定値）】

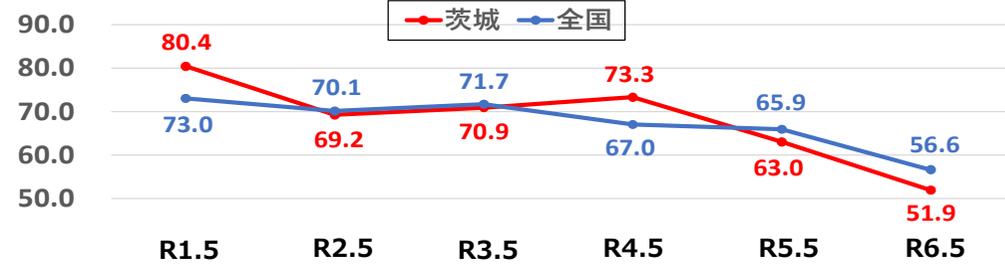


「忍込み」は「無施錠」での被害が減少（-31件）

「常時施錠の徹底」が一定程度県民に浸透

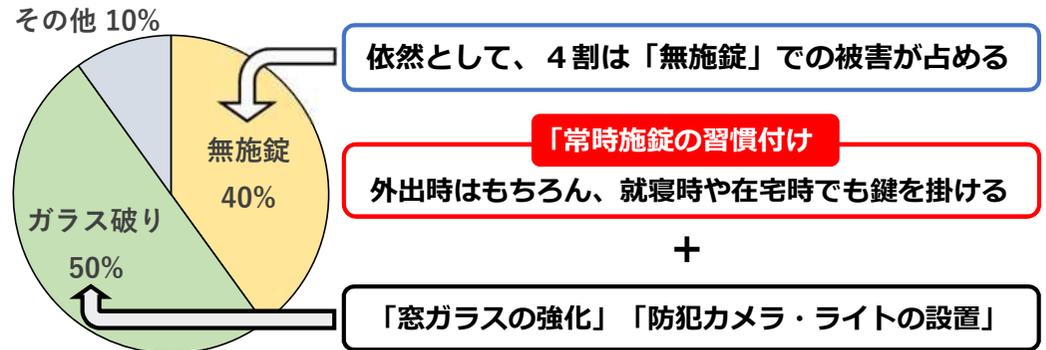
「忍込み」の減少「住宅侵入窃盗」の減少

「忍込み」無施錠被害の割合【5月末（暫定値）】



4 侵入防止対策

【「住宅侵入窃盗」の侵入手段別割合（本年5月末・暫定値）】



5 総合的な抑止対策の推進

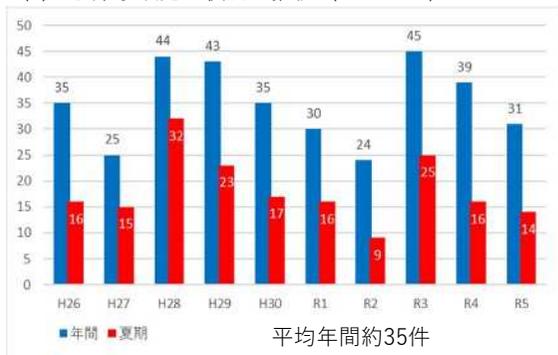
- 信頼関係を構築しての防犯指導
巡回連絡を一般世帯にも拡大することで、県民のディフェンス力を強化し、無施錠被害の割合を「ゼロ」に近づける
- タイムリーな情報発信
 - 防犯アプリ「いばらきポリス」による情報発信（発生速報、発生場所の地図情報、検挙情報）
 - 自治体広報紙、ケーブルテレビ等による啓発
 - ホームセンター等への防犯用品コーナー設置の働き掛け
 - ボランティア団体や企業等と協働した防犯講話、各種防犯キャンペーンの実施



夏期における水難事故防止対策について

1 水難事故発生状況

(1) 水難事故発生状況の推移 (H26～R5)

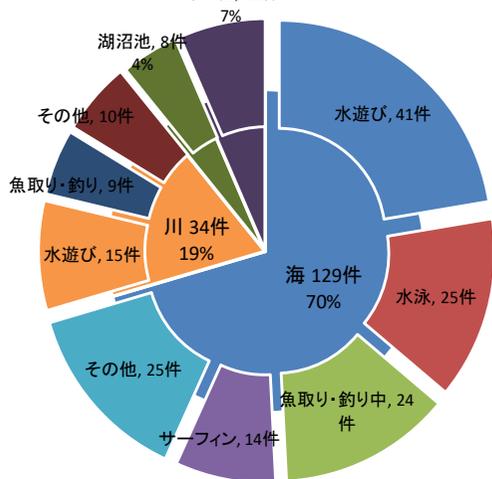


【発生件数に対する夏期の割合】
(過去10年合計)

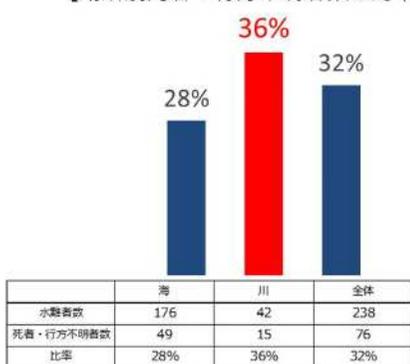


夏期(6～8月)に集中

(2) 場所別・行為別発生件数(過去10年の夏期合計183件)
その他, 12件



【場所別死者・行方不明者数の比率】

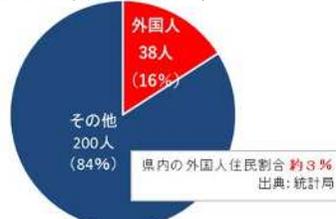


全体の中でも川での水難者が死者・行方不明者となりやすい

(3) 年代別水難者数 (過去10年の夏期合計238人)



(4) 外国人水難者数の割合
(過去10年の夏期合計238人)



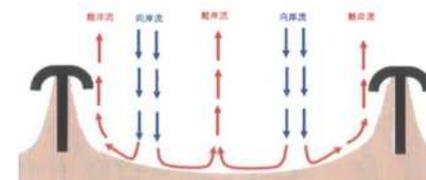
2 ヘッドランド周辺における水難事故

(1) ヘッドランドとは

- ・ 砂浜の浸食防止を目的として建設されている人工岬で、鹿島灘海岸に34基設置
- ・ ヘッドランド周辺は、穏やかに見えても離岸流が発生しやすい
- ・ 離岸流とは、岸から沖へ強く流れる海水の流れで、幅が10mから30mあり、その速さは秒速1mから2mであり、オリンピック選手でも流れに逆らって泳ぐことは困難と言われている

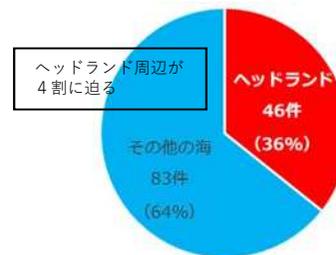


【ヘッドランド設置状況(銚田市)】



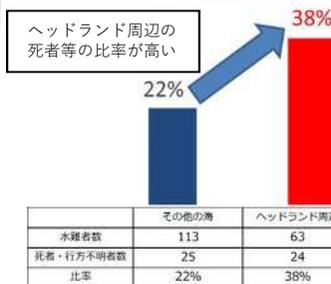
【離岸流の発生状況】

(2) 海における場所別発生件数
(過去10年の夏期合計129件)



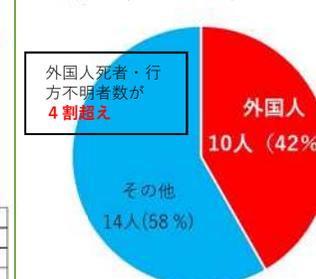
ヘッドランド周辺が4割に迫る

(3) 死者・行方不明者数の比率
(過去10年の夏期合計)



ヘッドランド周辺の死者等の比率が高い

(4) 外国人死者・行方不明者数の割合
(過去10年の夏期合計24人)



外国人死者・行方不明者数が4割超え

3 対策

- パトロールによる水難危険箇所の警戒
 - ・ 警察用船舶・警察用航空機の効果的な運用
 - ・ 川やヘッドランドにおけるパトロール強化
- 広報啓発活動の推進
 - ・ 年代に応じたチラシの配布
 - ・ 県警公式SNSやラジオ放送による情報発信
 - ・ 外国人向けのチラシや動き掛け
- 関係機関と連携した対策の推進
 - ・ 自治体・海上保安庁等との情報共有
 - ・ 危険箇所への防護柵や看板の設置
- 迅速な事案対応
 - ・ 消防や海上保安庁等と連携した救助活動



【県警公式SNSによる広報啓発】



【外国語チラシ(ベトナム語)】



【関係機関との合同パトロール】



【警備艇「ときわ」による海上警戒】

1 出資法人の概要

① 法人の名称	公益財団法人茨城県暴力追放推進センター		
② 所在地	茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号		
③ 設立年月日	平成4年6月16日		
④ 代表者名	理事長 島村 宏		
⑤ 基本財産	804,311千円		
⑥ 設立根拠	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3		
⑦ 設立目的・経緯	暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、犯罪の防止又は治安の維持を目的とする。		
⑧ 組織	役職員数	理事8人	監事2人 常勤職員5人
	組織機構（課所単位まで）		
⑨ 出資状況	（上位5団体，出資者名，金額，割合） 1 茨城県 300,000千円（37.3%） 2 水戸市 7,734千円（1%） 3 日立市 6,450千円（0.8%） 4 つくば市 5,240千円（0.7%） 5 古河市 4,620千円（0.6%）		
⑩ 資産状況 （令和6年3月末現在）	（単位：千円）		
		金額	摘要
	流動資産	6,651	現金預金，未収金，前払金
	固定資産	831,530	基本財産，特定資産，その他
	資産合計	838,181	
	流動負債	819	未払金，預り金
	固定負債	0	
	負債合計	819	
正味財産	837,362		

2 令和5年度事業実績

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動

- ・ 暴追センターのホームページに不当要求防止責任者講習実施予定、暴力追放茨城県民大会開催予定、暴力団関係事件発生状況等を掲載
- ・ 暴追センター機関誌「暴追茨城」(77号)の発行
- ・ リーフレット「暴追センターをご存じですか」、ポスター「暴力団追放」及びカレンダーを関係団体、各種事業所等に配布
- ・ 暴追センターの相談事業、暴追県民大会開催等についてラジオスポット放送により広報実施

○ 視聴覚教材の貸出

事業所・関係機関等に対し、暴追センター備付けの暴排DVD等の貸出

○ 暴力団排除意識の高揚

令和5年10月19日、ザ・ヒロサワ・シティ会館大ホールにおいて「令和5年暴力追放茨城県民大会」を開催

暴力団排除団体関係者等約750名が参加し、暴力団排除意識の高揚と浸透を図った。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談

常勤相談委員4名、非常勤相談委員8名の合計12名の相談委員体制により、民事、刑事を問わず暴力団に関する相談を受理し、問題解決に努めた

令和5年度の相談受理件数は997件 前年度比+237件(+31.2%)の増加

○ 暴力団事務所付近住民等からの相談

令和5年度の暴力団事務所付近住民等からの相談はなし

○ 少年からの相談

相談事業等を通じて少年に対する暴力団組織への加入強要、勧誘等被害防止対策の指導を実施

少年からの相談はなし

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団組織からの離脱者、離脱希望者からの離脱相談、就労相談等に対し警察などと連携し支援を実施

○ 研修会等への講師の派遣

各地域、職域の暴力団排除活動団体等が主催する研修会等へ講師を派遣し、暴力団員からの不当要求による被害等を防止するための講話を実施

令和5年度は以下に記載のとおり 14回、約800名に対し対応要領等を指導

- ・ 茨城租税債権管理機構新人職員研修会 (R5.4.6 水戸合同庁舎)
- ・ 茨城県銀行警察連絡協議会総会 (R5.5.16 茨城県産業会館)
- ・ 茨城県証券警察連絡協議会総会 (R5.5.25 水戸証券)
- ・ 常陸那珂地区防犯連絡協議会 (R5.6.20 ホテルクリスタルパレス)
- ・ 茨城県公共料金等暴力対策協議会定期総会 (R5.7.27 テラスザガーデン)
- ・ 茨城県行政書士会不当要求研修会 (R5.8.29 開発公社ビル)
- ・ 生命保険協会茨城県協会不当要求防止責任者研修会 (R5.9.7 京成ホテル)
- ・ えせ同和による不当要求行為対策セミナー (R5.9.29 水戸エクセルビル)
- ・ 茨城県少年指導委員ブロック別研修会3回 (R5.10.5、11.26、同28)
- ・ 国土交通省常陸河川国道事務所における意見交換会 (R5.11.2 常陸河川国道事務所)
- ・ 茨城県銀行警察連絡協議会運営委員会 (R5.11.4 茨城県産業会館)
- ・ 茨城県宅地建物取引業協会県西支部暴排研修会 (R5.12.7 県西生涯学習センター)
- ・ 茨城県損保警察連絡協議会総会 (R5.12.6 フェリバールサンシャイン)
- ・ 茨城県公共料金等暴力対策協議会会員研修会 (R6.1.23 ザ・ヒロサワ・シティ会館)

- ・ 茨城県損保警察連絡協議会総会 (R6. 2. 7 水戸京成ホテル)
 - ・ 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所講習会 (R6. 2. 28 霞ヶ浦河川事務所)
- ウ 助成・貸付事業
- 被害者見舞金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター被害者見舞金支給規程」に基づいて見舞金を支給 令和5年12月、古河市内で発生した傷害事件で眼窩骨骨折等により全治8週間の重傷を負った、岩手県内居住の被害者男性(48歳)に令和6年3月19日3万円を支給した。
 - 民事訴訟費用貸付

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター貸付金規程」による貸付該当者はなし。
 - 暴力団追放活動支援金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団排除活動支援金支給規程」に基づく支援該当案件なし。
 - 離脱者雇用給付金

「公益財団法人茨城県暴力追放推進センター暴力団離脱者雇用給付金支給規程」による支給該当者なし。
- エ 講習・研修事業
- 不当要求防止責任者講習

令和5年度は、実施46回、受講者1,329名に対し講習を実施(前年度比+2回、-21名)
 - 少年指導委員に対する研修

茨城県少年指導委員に対するブロック別研修会が3回開催され、少年指導委員200名に対して、少年に対する暴力団からの被害防止等について講話を実施
- オ 調査・資料収集事業
- 暴追センター職員の人材育成及び能力開発のため、各種研修会等に参加
- 研修会等への参加
 - ・ 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修 (R5. 4. 20 東京ガーデンパレス)
 - ・ 民事介入暴力対策富山大会及び暴力追放富山県民大会 (R5. 7. 21 富山市)
 - ・ 関東管区内暴力追放推進運動連絡協議会総会 (R5. 9. 13 関東管区警察局)
 - ・ 全国専務理事・事務局長等研修会 (R4. 9. 21 東京ガーデンパレス)
 - ・ 関東弁護士連合会民暴関連委員会正副委員長会議 (R5. 9. 22 東京弁護士会館)
 - ・ 民事介入暴力対策・暴追山梨県民大会 (R5. 11. 17 山梨県)
 - ・ 全国暴力追放運動中央大会 (R5. 11. 30 明治記念館)
 - ・ 関東弁護士連合会民暴研修会 (R5. 12. 11 東京弁護士会館)
 - 警察、弁護士会との三者(民事介入暴力対策)協議会の開催

令和5年度の三者協議会は、令和5年7月28日及び令和6年2月20日の2回、弁護士会館で開催
 - アンケート調査の実施

不当要求防止責任者講習の際に、受講者に対し、過去における暴力団員からの不当要求行為や被害の状況、暴追センターに対する要望等についてのアンケート調査を実施

アンケート結果は8月発行の暴追センター機関誌「暴追茨城」(77号)に掲載

(2) 収支状況

財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金額	摘要
基本財産運用益	営業収益	12,758	基本財産受取等 賛助会員受取会費
受取会費		9,235	
受取補助金等	営業外収益	0	責任者講習事業収益
事業収益		3,233	
その他の収入		0	
経常収益計①	経常収益計①	25,238	
事業費用	営業費用	18,346	人件費、消耗品費、印刷製本費等
管理費用	営業外費用	6,941	
経常費用計②	経常費用計②	25,287	
当期経常増減額③ (①－②)	経常利益③ (①②)	▲49	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④－⑤)	税引前当期純利益⑥ (②④－⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (③＋⑥－⑦)	当期純利益⑧ (⑥－⑦)	▲49	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	849,561	
当期指定正味財産増減額⑩	—	▲12,150	基本財産評価益
正味財産期末残高⑪ (⑧＋⑨＋⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑧＋⑨)	837,362	

(3) 補助金等の受入状況

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	9,235	賛助会員受取会費
補助金	0	
委託金	3,233	責任者講習事業収益
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

3 令和6年度事業計画

県警察、関係行政機関及び暴力団排除組織・団体等と連携し、県民一体となった暴力団排除活動を展開して、暴力のない安全で住みよい茨城県の実現に向け、次の事業活動を推進する。

(1) 事業内容

ア 広報啓発事業

○ 広報啓発活動の推進

- ・ 広報啓発資料の作成と活用

効果的な暴力団排除活動を推進するため、広報用暴追ティッシュ、暴排ポスター、チラシ、カレンダー等を作成配布し、広報啓発を実施する。

- ・ ホームページによる広報

ホームページの内容を随時更新し充実を図り、暴追センターの概要と事業内容の紹介、暴力団等反社会的勢力と対策の紹介、不当要求防止責任者講習の予定掲示等情報配信を行う。

- ・ 機関誌等の発行

暴追センターの活動状況、事業内容を紹介したチラシや、機関誌「暴追茨城」を作成し、関係機関、賛助会員等に配布する。

- ・ ラジオスポット放送の活用

茨城放送のスポット放送を活用し、暴追センターの事業内容、暴追大会日程等についての広報を実施する。

○ 視聴覚教材の無料貸出

暴力団等による暴力的要求行為の業種別特徴とその対応要領や、個人に向けた不当要求行為への対応要領等を紹介したDVD等を取り揃え、企業、行政機関、暴力団排除活動団体等の要請に応じて無償で貸出を行う。

○ 暴力追放県民大会の開催

県民に広く暴力団排除意識の高揚を図るため、「令和6年暴力追放茨城県民大会」を茨城県、県警察との共催により開催する。

イ 相談・助言事業

○ 暴力団員等による不当な行為に関する被害者等からの相談

暴力団員等による不当な行為全般に関する相談に応じ、問題解決のための助言・指導を行う。

○ 暴力団事務所付近住民等からの相談

暴力団事務所の使用により、付近住民等の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止するための住民等による暴力団排除活動の支援事業を行う。

○ 少年からの相談

暴力団員の影響を受け、又は受けるおそれのある少年・保護者等からの相談の受理及び生活指導・助言等を行う。

○ 暴力団離脱希望者からの相談

暴力団離脱希望者からの相談受理及び暴力団離脱のノウハウの教示、就労の相談・雇用企業の確保並びに社会復帰のための助言等を行う。

○ 研修会等への講師の派遣

行政機関をはじめ、地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止のために結成された組織等の研修会等へ講師を派遣し、不当な要求行為による被害を防止するための具体的な対応要領を助言・指導する。

ウ 助成・貸付事業

○ 被害者見舞金

茨城県内で発生した暴力団員による不当な行為の人的被害及び物的被害に関して、被害の程度に応じて10万円を限度として見舞金を支給する。

○ 民事訴訟費用貸付

暴力団員の不当な行為による被害に関する民事訴訟、暴力団排除対策上必要と認められる組事務所明渡し等の民事訴訟及び財産的被害修復の費用について、100万円を

限度として無利子の貸付けを行う。

○ 暴力団追放活動支援金

地域・職域の暴力団追放運動組織の活動に要する経費について、10万円を限度として支援金の支給を行う。

○ 離脱者雇用給付金

暴力団離脱者を雇用した事業者に対して、5万円を限度として雇用給付金を支給する。

エ 講習・研修事業

○ 不当要求防止責任者講習

茨城県公安委員会からの委託を受けて、各事業所、官公庁等から選任された不当要求防止責任者に対し、県内各地での講習会及びオンラインによる講習会を実施する。

受講者の地域、職域別に対応する講習内容に努め、アンケート結果や県警察からの情報提供を踏まえ、最新の暴力団情勢に沿った講習を実施する。

○ 少年指導委員に対する研修

少年指導委員が少年に対する暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の予防活動に必要な知識を養うため、最新の暴力団情勢、少年に対する暴力団の影響の実態、不当な行為の対応要領等についての研修を実施する。

オ 調査・資料収集事業

暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴排思想の高揚を図るための広報啓発並びに地域・職域における暴力団員による不当な行為の防止活動が効果的に実施されるために必要な調査、資料収集を行う。

調査・資料収集にあたっては、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士会等が主催する研修会への参加、県警察との情報交換、暴力団員による不当な行為に関するアンケート等により、最新の暴力団情勢の調査・資料収集を行い、その内容を事業に反映させる。

(2) 収支計画
財団法人の場合

株式会社の場合

(単位：千円)

		金額	摘要
基本財産運用益	営業収益	12,758	基本財産受取配当金等 賛助会員受取会費
受取会費		9,400	
受取補助金等	営業外収益	0	責任者講習事業収益 受取利息等
事業収益		3,501	
その他の収入		0	
経常収益計①	経常収益計①	25,659	
事業費用	営業費用	18,759	人件費、消耗品費、 印刷製本費等
管理費用	営業外費用	6,900	
経常費用計②	経常費用計②	25,659	
当期経常増減額③ (①-②)	経常利益③ (①-②)	0	
経常外収益計④	特別収益計④	0	
経常外費用計⑤	特別損失計⑤	0	
当期経常外増減額⑥ (④-⑤)	税引前当期純利益⑥ (⑤+④-⑤)	0	
法人税等⑦	法人税等⑦	0	
当期一般正味財産増減額 (当期利益)⑧ (⑥+⑥-⑦)	当期純利益⑧ (⑦-⑦)	0	
正味財産期首残高⑨	前期繰越損益⑨	859,959	
当期指定正味財産増減額 ⑩	—	0	
正味財産期末残高⑪ (⑧+⑨+⑩)	当期末未処分損益累計⑩ (⑨+⑩)	849,561	

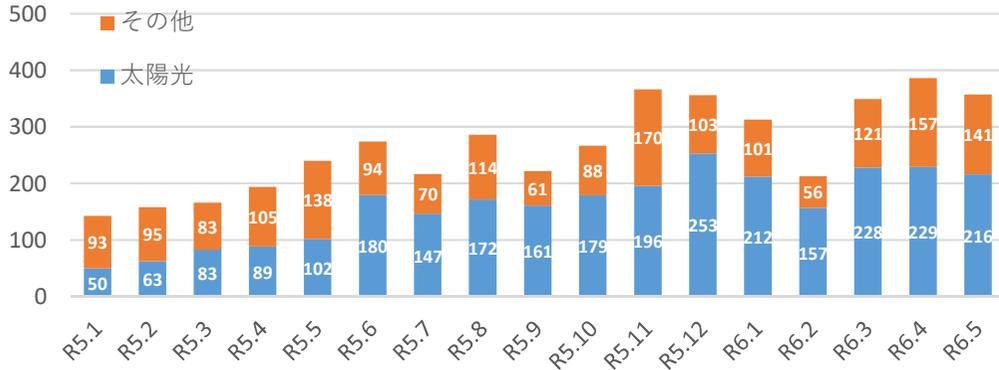
(3) 補助金等の受入予定

(単位：千円)

	金額	摘要
出資金	9,400	賛助会員受取会費
補助金	0	
委託金	3,501	責任者講習事業収益
貸付金	0	
損失補償限度額 年度末残高	0	

金属盗の現状と対策について

1 金属盗の発生状況

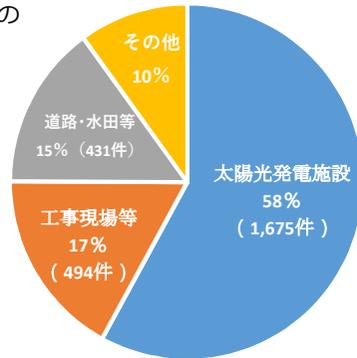


	R5.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	R6.1月	2月	3月	4月	5月
金属盗	143	158	166	194	240	274	217	286	222	265	368	356	2,889	313	213	349	386	357
うち太陽光発電施設	50	63	83	89	102	180	147	172	161	179	196	253	1,675	212	157	228	229	216

- 金属盗の認知件数は全国ワースト
- 県内に太陽光発電施設は約3万9千箇所、全国第2位
メガソーラー（1,000kW以上）の設置数は全国第1位
- 被害の約6割が太陽光発電施設の銅線ケーブルを狙ったもの

認知件数上位5県の太陽光発電施設数

	都道府県	認知件数 (R5)	太陽光発電施設 (全国順位)	
			10kW以上	1,000kW以上
1	茨城	2,889	39,005 (2)	698 (1)
2	千葉	1,681	32,943 (4)	528 (2)
3	栃木	1,463	28,357 (7)	400 (6)
4	群馬	1,437	31,557 (5)	301 (11)
5	埼玉	1,172	25,032(11)	193(16)



金属盗発生場所の内訳 (令和5年中)

2 金属盗の検挙状況 ※太陽光発電施設対象



約8割が不法滞在外国人



3 不法滞在外国人の摘発

- 警察活動を通じて不法滞在外国人の蟄集場所、活動拠点等の情報収集
- 東京出入国在留管理局との合同摘発
- 出入国管理及び難民認定法違反、覚醒剤取締法違反等による検挙
(実績) 令和5年中 45箇所、135人
令和6年5月末 25箇所、91人 (前年同期比+22箇所+79人) を摘発
(カンボジア人、ベトナム人、タイ人、インドネシア人など)

4 緊急配備支援システムを活用した検挙活動

- 手配した金属盗容疑車両をシステムチェックに発見・捕捉
- あらゆる刑罰法令を駆使して金属盗関連被疑者を速やかに検挙
(事例) 盗品に関する罪、出入国管理及び難民認定法違反、覚醒剤取締法違反、道路運送車両法等による検挙、容疑車両の押収

5 悪質な金属くず買取業者の取締り

金属くず買取業者への立入り調査

- 県内には金属くず商、金属くず行商が約2,800業者
- 相手方の身分確認、取引内容の帳簿への記載、不正品の疑いがある場合の通報を指導
(実績) 令和5年中 834件
令和6年5月末 1,332件

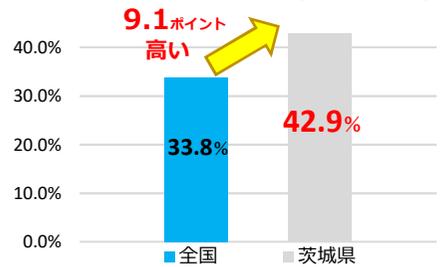
悪質な金属くず買取業者の取締り

- 売却先の捜査を徹底し、悪質な金属くず買取業者に対する取締りを強化
(事例) 太陽光発電施設から盗まれた銅線ケーブルを買い取った業者に対する捜査を実施
- 犯行グループが銅線ケーブル等を売却、現金化しにくい環境の構築

自転車の安全利用に向けた取組について

1 自転車事故の現状

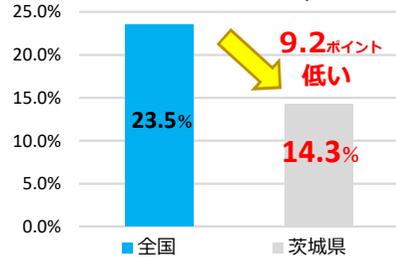
【自転車関連事故の減少率(H26-R5)】



自転車関連事故発生件数 (H26-R5)

	H26	R5	減少率
全国	109,269	72,339	33.8%
茨城県	1,619	925	42.9%

【全事故に占める自転車関連事故の構成率】
(令和5年)



	発生件数	自転車関連事故	構成率
全国	307,339	72,339	23.5%
茨城県	6,489	925	14.3%

(注) 自転車関連事故は、自転車利用者が第1当事者又は第2当事者となった事故件数。自転車相互事故は1件として計上。

2 交通安全教育・広報啓発の推進

(1) 対象者に応じた段階的な交通安全教育

<児童対象>

- 基本的な交通ルールの習得
- 参加・体験・実践型



<生徒対象>

- 映像教材等の活用
- 損害賠償責任等の説明



<高齢者対象>

- 加齢に伴う身体機能の変化を理解させる教育教材の活用



(2) 効果的な情報発信



チラシの配布



SNSの活用

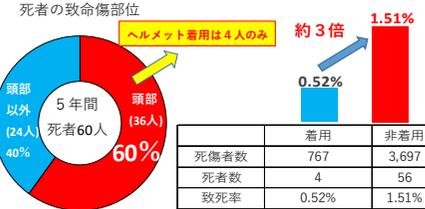


街頭における広報啓発活動

3 乗車用ヘルメットの着用の徹底

(1) 乗車用ヘルメットの着用の重要性

(茨城県 5年累計・R1-R5) 致死率比較



ヘルメット着用により頭部の負傷を免れた事例
(広報啓発活動で使用)



(2) 警察署長による高等学校校長への直接働き掛け

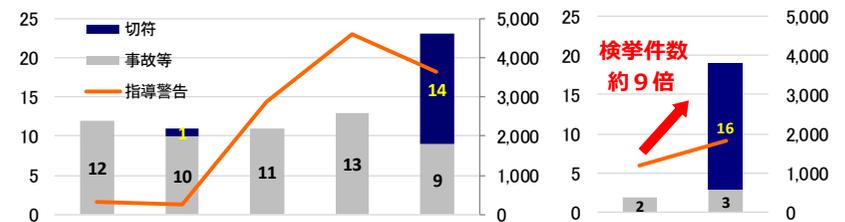


各警察署長が管内に所在する全ての高等学校の校長に面接し、高校生の乗車用ヘルメットの着用促進に向けた働き掛けを実施

4 自転車取締りの推進

- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした交通指導取締りの推進
- 実効性のある指導警告 ○ 悪質・危険な交通違反に対する取締りの強化

<自転車検挙件数及び指導警告件数の推移>



	R1	R2	R3	R4	R5
指導警告	312	273	2,889	4,579	3,643
検挙	12	11	11	13	23

	R5(4月末)	R6(4月末)
指導警告	1,212	1,811
検挙	2	19

5 今後の取組

- 関係機関(市町村、学校等)と連携した広報啓発活動を実施し、自転車利用者に対する交通ルール等の周知及び乗車用ヘルメット着用の徹底
- 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした指導取締りの強化
- 改正道路交通法の周知

○ 令和3年度包括外部監査結果報告への対応

区 分	意見の概要	意見への対応
放置違反金の管理	作業の二重化を防止するためにも放置駐車違反管理システムから、違反者別（標章番号別）の債権の増加額（調定額）・減少額（収入済額、不納欠損額）・残高に関する「明細データ」を出力できるよう機能を見直し、財務システムの「合計額データ」との照合作業に利用できるように改善すべきである。	放置駐車違反管理システムを改修し、財務システムとの照合作業に利用できるよう改めた。（令和6年3月29日改修完了）

【措置済事項】

区 分	意見の概要	意見への対応
滞納処分の管理	1 滞納処分の停止をした滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を継続することの適否の調査結果について、資力回復をした者に限らず、全ての者に対して作成すべきである。	資力回復した者だけに限らず、調査した全ての者に対し、「滞納処分停止確認調査（資力回復）調書」を作成していくこととした。
	2 即時欠損は、滞納処分の執行停止を前提としていることに留意すべきである。	即時欠損は、滞納者が死亡するなど徴収することができないことが明らかであっても、滞納処分の停止を踏まえた手続きを進めることとした。

大規模災害対策

1 出水期に備えた各種対策

県民の適正な避難等・防災意識向上対策

- ・ 巡回連絡における早期避難の働き掛けと並行して、地域住民が集まる様々な会合に警察官が参加して防災講話を実施
- ・ 県内の自主防災組織に対して、避難訓練の働き掛けを行うとともに、自治体や自主防災組織が実施する防災訓練に警察官が積極的に関与し、連携を強化



2 災害対処能力の強化

複数警察署及び消防合同による風水害を想定した救出救助訓練

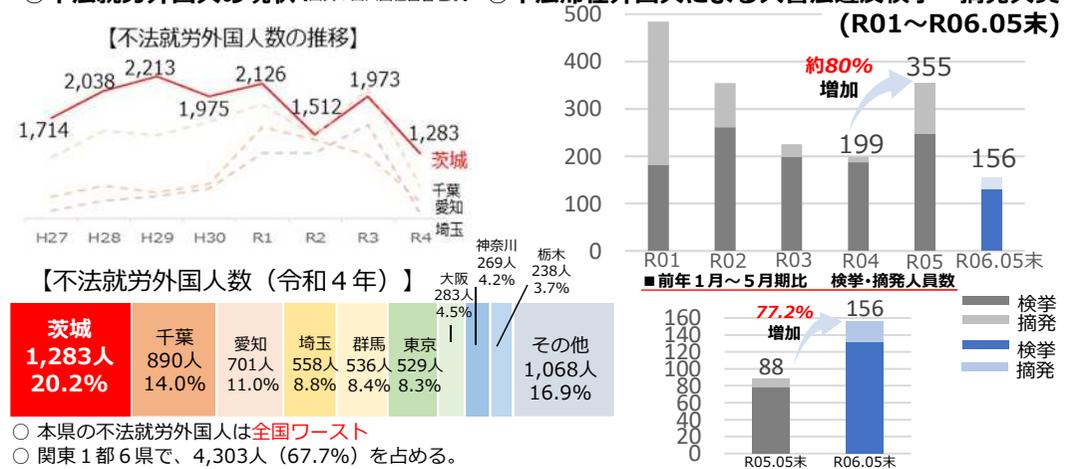
- ・ 過去の台風や大雨災害等で得た反省・教訓を踏まえ、今後発生が予想される風水害を想定した実践的な訓練を実施し、警察署の管轄を越えた連携強化や防災機関との緊密な関係構築により対処能力を強化



不法滞在・不法就労外国人対策

1 入管法違反事件の検挙・摘発状況

○不法就労外国人の現状【出典：出入国在留管理庁】 ○不法滞在外国人による入管法違反検挙・摘発人員 (R01～R06.05末)



2 関係機関・団体への働き掛けの進捗状況